

## 科田法の再検討：土地制度史からみたその制定の意義をめぐる一試論

六反田，豊

<https://doi.org/10.15017/1904333>

---

出版情報：史淵. 134, pp.71-107, 1997-03-10. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 科田法の再検討

——土地制度史からみたその制定の意義をめぐる一試論——

六反田 豊

## 目次

- 一 はじめに
- 二 既往の研究と問題点
- 三 土地制度史上における科田法制定の意義
  1. 高麗田柴科と科田法
  2. 収租権と科田法
  3. 土地所有と科田法
- 四 むすび

## 一 はじめに

朝鮮前近代の経済史研究において、高麗および朝鮮（李朝）時代の土地制度史は、これまで比較的豊富な成果を生み出してきた分野の一つである。なかでも、とくに研究者の注目を集めてきたものに科田法がある。

いうまでもなく、科田法とは高麗末期の恭讓王三年（一三九一）に制定された兩班官僚層への土地分給制度である。その骨子は、時・散を問わずすべての職帖所持者に対し、品階ないし職位の高下に応じて十八等級に区分された一定面積の土地（科田）を、京畿にかぎり支給することにあつた。

ただし、土地分給とはいつても、実際に土地そのものが兩班官僚へ支給されたのではない。科田法における分給地としての科田の実体は、耕作を前提として農民による私的所有が認定された民田である。それゆえ、科田法によって兩班官僚層が獲得したのは、本来なら当該農民が国家に納入すべき地税としての租を国家にかわつて徴収する権利、すなわち収租権にすぎなかつた。したがつて嚴密に言えば、科田法は兩班官僚層に対する土地の収租権分給制度ということになる。

このような科田法がこれまで研究者に注目されてきたのは、一つには、それが朝鮮前近代の私田の性格（あるいはその対極をなす公田の性格）を考ふるうえで、重要な手がかりを提供したからである。

高麗および朝鮮時代、全国の土地（耕地）は大きく公田・私田のいずれかに区分されていた。そして、この公田・私田の性格をどのように規定するかが、朝鮮前近代の土地制度史研究における最大の論争点であつた。いわゆる土地国有制論と私有制論の対立である。

おもに日本植民地期に日本人研究者によって唱えられた土地国有制論では、高麗から朝鮮前期にかけての朝鮮の土地は、すべて国有地としての公田であつたとみなされた。官僚や職役負担者などの特定の個人や私的機関には、それらの公田の一部にかぎつてその収租権が分与され、これを私田といったが、それは決して被支給者（田主）の私的所  
有地ではなかつたとされたのである。科田法の分給収租地である科田は、まさしくそのような私田の典型的な事例として、まずは注目されたのであつた。<sup>1)</sup>

その後、研究の進展とともに土地国有制論は批判され、かわつて私有制論が主流となつていった。今日では、一部

の国有地を除けば大部分の耕地は農民の私的所有地としての民田であり、公田・私田とは主としてそうした民田の租の帰属先が国家や公的機関であるか、あるいは特定の個人であるかを示す区分であるとする理解がほぼ一般化している。<sup>②</sup>そこでは、科田法における科田の収租権的土地支配が、以前とは逆に農民による私的土所有の存在を裏づけるものとして把握しなおされた。<sup>③</sup>

こうして土地国有制論から私有制論へと、朝鮮前近代の土地所有のあり方に対する理解の方向は途中で大きく変化した。しかしいずれの立場をとるにしても、科田法が朝鮮初期の土地制度の根幹として機能したとみなす点では一致していたといえる。そしてここに、これまで科田法に関する研究が活発になされてきたもう一つの理由がある。つまり、朝鮮初期の土地制度を理解しようとするとき、科田法の解明こそがまず最初に取り組まなければならない課題とされたのである。こうして、科田法制定の動機や目的、具体的内容、制定後の制度的推移、さらには田主の科田経営および耕作者たる農民（佃客）との関係などが考察され、多くの研究成果が発表されることになった。<sup>④</sup>

加えて、科田法そのものだけではなく、辛禡王十四年（一三八八）に始まり、科田法の制定へと帰結する高麗末期の田制改革にも関心が向けられた。この改革を高麗から朝鮮への王朝交替と関連づけて政治史的観点から考察した研究<sup>⑤</sup>や、改革の内容・性格を検討してそれがもつ社会・経済史上の意味を探ろうとする研究<sup>⑥</sup>などがそうである。

このように、科田法に関してはこれまで多くの研究が積み重ねられてきた。科田法の制度としての全体像は、それらによってほぼ明らかにされたといつてよい。一見すると、科田法はもはや研究対象としては陳腐な部類に属するかのようでもある。

とはいえ、それでは科田法の制定を朝鮮前近代の土地制度史の流れのなかにどのように位置づけるか、換言すれば、土地制度史上における科田法制定の意義をどう理解するか、という科田法の本質にかかわる問題になると、そこには、いまだ議論の余地が多分に残されているように思われる。むしろ、これまでこのような問題についてまったく論じら

れてこなかつたわけではない。なかには注目すべき見解もある。しかしそれでもなお、既往の研究を振り返るとき、そこになにかしらの不満を覚えなければいけないのである。

そこで本稿では、この問題を再考するための前提作業として、第一に、既往の研究のうちおもだつたものを取り上げて科田法制定の意義がどのように捉えられてきたかを検討し、それらがはらむ問題点を整理すること、第二に、そうした作業を踏まえて、この問題に対する現時点での私なりの見解を提示すること、の二つの課題に取り組みたい。

## 二 既往の研究と問題点

かつて土地国有制論が優勢であつた時期にも、科田法制定の土地制度史上の意義をめぐつて、研究者の間に意見の食い違いがみられた。高麗末期の田制改革とその帰結としての科田法を、高麗後期に顕著となる土地私有化の傾向を打破し、高麗前期の土地公有制（公田制）の復活をめざしたものとみなすところまではよい。問題は、そうした改革の意図が実際にどの程度まで達成されたかについてである。この点をめぐつて、たとえば土地国有制論の提唱者とされる和田一郎は、土地公有は不徹底で私有地が公認されたとみなしたが、これに対して深谷敏鉄は、土地公有は量的に徹底し、そうした公有制の上に収租権の再分配が実施されたと主張したのである。<sup>(7)</sup><sup>(8)</sup>

和田と深谷では、同じ土地国有制論の立場でありながらも朝鮮前近代の土地所有のあり方についての理解が若干異なっており、それがこのような見解の相違を生む原因となっている。しかしいづれにしても、高麗後期における私田の弊害を土地私有化の進展と捉え、高麗末期の田制改革およびその帰結としての科田法の制定をそうした土地私有化の制限・阻止をめざしたものであつたと理解する点には同意できない。

ところで、これらとほぼ同じ頃、科田法制定の意義を軍需・祿俸財源の確保という財政政策的な次元において見出

そうとする見解が、李相伯によつて出されている。彼によれば、科田法制定に帰結する高麗末期の田制改革は、社会革命的もしくは社会政策的な動機によるものではなく、当面する軍事・国事の需要と新進官僚の禄俸充足という單純な財政政策的見地から実施されたものだといふ。<sup>⑩</sup>

たしかに、高麗末期の田制改革とその帰結としての科田法の制定が、軍需・禄俸財源の確保を一つの大きな目的としていたことは事実であろう。それゆえ、彼が財政政策的な側面に注目すること自体は誤りとはいえない。しかしこの見解の場合、それが土地制度史上における科田法制定の意義を否定的ないしは消極的にしか捉えないことと表裏の關係にある点に留意すべきである。

高麗末期の田制改革は高麗前期の土地国有制を復活し、高麗後期以降私有地化が進んでいた私田の弊害除去をめざしてはいたものの、改革の過程でそうした当初の意図は失われ、私田改革は徹底しないまま、妥協の産物として科田法が制定された、と彼はいう。<sup>⑪</sup> ここでは、さきに触れた和田一郎と同様の理解がみられる。李の見解が基本的には和田のそれを継承したものであることは疑いを容れない。

結局、高麗末期の田制改革とその帰結としての科田法は、土地制度史の面からいえば高麗初期への回帰を志向したにすぎず、しかもそれさえうまくいかなかった。しかし、改革を主導した李成桂と新興官僚層にとつては、なにより軍需・禄俸のための財源確保が焦眉の課題であつたから、それでもかまわなかつた、というわけである。

さて、六〇年代になると土地国有制論<sup>⑫</sup>にかわつて私有制論が優勢となる。私有制論の立場から科田法についての本格的説明を最初に試みたのは千寛宇<sup>⑬</sup>であるが、科田法制定の意義を財政政策的次元において見出そうとする姿勢は、彼の研究でもそのまま引き継がれた。

すなわち、高麗末期の田制改革とその帰結である科田法は、禄俸と軍需の確保という当時の切迫した課題の解決をめざすと同時に、より根本的には、高麗前期の土地制度に立ち戻つて土地「国有」化による私田の再分配をはかり、

当時一般化していた二分の一の収租率を大幅に軽減して国庫と耕作者の間の中間搾取を排除しようとしたものであった。しかし、たしかに科田法の制定で国家財政はひとまず充足し、農民生活もある程度安定したが、「国有」原則にもとづく土地の再分配と収租率の軽減という理想は実現しえなかった。<sup>14</sup> 千はこのように述べ、科田法制定を土地政策としてではなく、財政政策の一環として理解する立場をとるのである。

これは基本的に李相伯の見解にしたがうものであり、やはりその根底に和田一郎以来の科田法理解があることはいうまでもない。それにしても、土地国有制論を批判するはずの私有制論に立脚しながら、科田法についての理解の仕方と和田のそれと大きな変化がみられないのはいったいなぜだろうか。

おそらくそれは、さきにもたように、和田の見解が土地の私有化を完全に否定するものではなかったことと関係があるろう。和田の場合、高麗前期にはたしかに土地は国有とされたとみているが、高麗後期になると私有化が進展し、高麗末期の田制改革とその帰結としての科田法をもつてしても、その流れを完全には食い止めることができなかつたとした。そして、このような土地私有化の進展を田制の紊乱として否定的に把握したのである。<sup>15</sup>

ところがこの見解は、そこでの土地「国有」を純粹な意味での土地国有ではなく、擬制としての「国有」ないし理念としての「国有」にすぎないとみなして土地国有制の存在を否定し、土地私有化の進展を歴史の進歩として肯定的に捉えなおしさえすれば、土地私有制論を支持する見解へと容易に変貌しうるものでもあつた。

だとすれば、土地私有制論の立場から和田の見解を読みなおし、それに立脚して自身の論を展開する千にとつて、土地私有化の流れに逆行するような形で推進された高麗末期の田制改革とその帰結としての科田法制定の意義は、結局のところ財政政策の次元からしか評価するほかなかつたのではないかと思われるのである。<sup>16</sup>

ともあれ、千の論文は科田法の制度全般についての体系的研究であり、その成果は七〇年代前半における韓国学界での定説となつた。<sup>17</sup> むろん、科田法制定の意義についても、基本的に彼の見解が採用されたのはいうまでもない。

しかし、これまでみてきたように、科田法の財政政策としての側面を強調する李相佰や千寛宇の見解には、その後土地制度史上における科田法制定の意義を積極的に評価しないという姿勢があった。そして、そこには和田一郎以来の科田法理解が生き続けていた。その意味で、李相佰や千寛宇の見解にそのままはうことはできない。

土地私有制論の立場に立っていても、さきに和田らの見解の問題点として指摘した、高麗後期以降顕著となる私田の弊害を単純に土地私有化の進展と捉える点や、高麗末期の田制改革を私的土所有の制限を目的としたものとみなす点などには、やはり同意できないのである。

さて、科田法制定の意義を財政政策の次元からのみ理解する傾向に変化がみられるようになるのは、七〇年代後半からである。最初にこの問題に対して新しい角度から光を当てたのは浜中昇であった。

彼はまず、高麗末期の田制改革を主題とした論文<sup>18</sup>において、①この改革は高麗後期に官僚が保持していた収租地としての私田を主たる対象とし、なかでも土地兼併の手段として権臣権勢家によって各地に集積されていた賜給田が大幅に改革されて科田法によって再分配された、②この改革の前後では公田・私田の収租率に変化はなく、科田法で採用される一〇分の一の収租率はすでに高麗後期以来のものであった、③この改革によって私田農民とその耕作地（所耕田）がはじめて国家に把握され、私田農民の地位が公田農民と同様にまで引き上げられた、などの点を指摘した。

さらに彼は、これとは別に高麗末期の政治史を考察するなかでもこの改革に言及する。それによれば、高麗末期の政治史は、高麗後期以降収租地としての私田を集積・独占していた権臣勢力と、恭愍王代（一三五―一七四）に中央政界に進出し、やがて一群の政治集団を形成するに至る新興儒臣勢力との対抗を軸にして把握することができる。そして、当時、地方の農村では中小地主層がしだいに成長しつつあったが、新興儒臣は必ずしもそうした中小地主層ではなく、いまだ国家による私田支給（収租権分与）に依存せざるをえなかった。それゆえ、王族や権臣勢力によって独占されている私田を再分配すべく田制改革が推進される必要があったという。



科田法制定の意義を考えようとするとき、その直接の契機となった高麗末期の田制改革が具体的にいかなる内容のものであり、なぜそうした改革が行われなければならなかったのかを明らかにしておくことは必須の課題である。その意味で、浜中の研究は注目すべき成果であるといえよう。

とりわけ、権臣権勢家による高麗後期の土地兼併は土地兼併は土地そのものの集積ではなく収租権の集積であり、高麗末期の田制改革はそうした官僚の収租地である私田を対象としていたという指摘は、さきあげた和田一郎以来の土地制度史理解に再考を迫るものであり、重要である。私田農民とその所耕田がこの改革によってはじめて国家に把握されたという指摘とあわせて、したがうべきものであろう。とはいえ、科田法制定の土地制度史上の意義に関していえば、なお深められるべき点を残していることも否定できない。

次に注目したいのが、金泰永<sup>21</sup>および李景植<sup>22</sup>の研究である。

まず金の研究では、科田法制定に至る朝鮮前近代の土地制度史の流れが大略次のように描かれている。<sup>23</sup>

(一) 高麗前期には農民の「所有権に立脚した土地支配」が実現しており、国家は職役負担者に対して、その職役・身分に応じてそのような農民の私的所有地に対する収租権を分与した。こうして身分制的に編制された「収租権に立脚した土地支配」の制度が田柴科体制である。

(二)ところが、高麗後期になると権臣権勢家による土地兼併が進展して、田柴科体制は動揺し、やがて崩壊する。土地兼併とは、基本的には収租権の集積にほかならない。しかし、土地兼併を行う権勢家たちはしだいに収租権を根拠にしてその土地の所有権までも獲得するようになり、私田のなかにはその田主の収租地であると同時に所有地でもあるものが増加していった。

(三)このような状況を打破するために、高麗末期には李成桂と新進官僚によって田制改革が推進された。当初この改革では土地国有原則が標榜されたが、最終的には「所有権に立脚した土地支配」の成長を公認せざるをえなかつ

た。改革の対象となったのは「収租権に立脚した土地支配」にとどまり、「所有権に立脚した土地支配」についてはまったく問題とされなかったのである。この改革によって不当に集積された権臣權勢家の私田の収租権は否定されたが、その私田が田主の所有地でもあった場合には、その所有権はなんらの規制を受けることもなく存続した。

(四) 田制改革で否定された私田の収租権は国家によっていったん没収されたのち、各種機関や官僚層に再分配された。科田法とは、この収租権の再分配についての規定であり、ここでは、国家収租地が拡大し、個人収租地(私田)は縮小した。

要するに、朝鮮前近代の土地支配のあり方には「収租権に立脚した土地支配」と「所有権に立脚した土地支配」という二類型があり、朝鮮前近代の土地制度史は後者の成長と前者の衰退として理解できるといふわけである。科田法はこれら二つの土地支配類型の消長の過程で出現した収租権分給制度であるが、それは、同じく「収租権に立脚した土地支配」の形態であつた高麗前期の田柴科に比べると、収租権分給の規模・機能が大きく縮小されたものだった。<sup>(24)</sup>

しかも科田法は、それ自身が「所有権に立脚した土地支配」を前提とするという矛盾をはらんでいたのみならず、朝鮮初期になると「所有権に立脚した土地支配」はいっそう成長していった。したがって、科田法は形骸化の一途をたどるほかなかった。こうして、十五世紀半ばにはそれは職田法へと縮小され、その職田法も十六世紀には廃止されて、「収租権に立脚した土地支配」はついに消滅した、と金は述べる。<sup>(25)</sup>

こうした金による朝鮮前近代の土地制度史および科田法に対する理解を継承し、独自に発展させたのが李景植である。

いまみたように金は、高麗後期の土地兼併の核心を収租地としての私田の増加だけでなく、収租権を根拠にした私田の私有地化に求めていた。しかし、李の理解はややこれとは趣を異にする。もちろん李も、収租地であると同時に私有地でもあるような私田の存在を否定しているわけではない。しかし彼は、当時の私田問題の核心はもつと別のと

ころにあったと考えている。それは、私田の「祖業田」化もしくは家産化という事態である。

彼は、高麗後期の土地兼併において、その主体である権臣権勢家が自己の私田を「祖業田」と称していることに注目する。「祖業田」とは、彼によれば祖先から代々世襲されてきた私的所有地である。そして、土地兼併によって集積された私田が「祖業田」とも称されているのは、本来であれば所定の手続きを踏まなければ世襲できなかった収租地としての私田が、私的に世襲されるようになっていったことを意味するという。彼は、このような収租地占有の状況を私田の「祖業田」化ないし家産化と把握したわけである。

祖業田化ないし家産化した私田においては、収租権が強化され、私田の耕作農民（彼はこれを佃客とよぶ）に対する田主権は強化された。私田農民は田主によつて租を濫徴され、かつ私民化されていった。まさにこれこそが、高麗末期の私田の実態であり、当時の土地問題の核心であったと彼はみたのである。<sup>(26)</sup>

では、高麗末期の私田問題をこのように理解する彼にとつて、田制改革およびその帰結としての科田法制定はどうのような意義をもつものと理解されたのであろうか。

この点について彼は、まず高麗末期の田制改革によつて、祖業田化・家産化した私田は完全に否定され、国家による土地（収租権）分給制度の正常な運営は回復されたとする。そして、科田法は高麗以来の収租権による土地占有およびその関係を否定し、それを再編して土地を分配しなおしたものであり、支配階層にとつては王朝交替までもたらした大きな改革であったと述べる。<sup>(27)</sup>

しかしその一方で、収租権それ自体は科田法によつても存続し、したがつて田主・佃客制（収租権によつて媒介される田主と私田農民の関係をこのように表現）も存続したこと、またそれらが地主・佃戸制（私的土地所有にもとづく地主と小作農との関係をこのように表現）と併存していたという点で高麗前期の田柴科と同一の性格をもつものであったとみなした。<sup>(28)</sup>

以上のような金泰永および李景植の理解は、今日、韓国において千寛宇のそれにかわつて定説となつて<sup>29</sup>いる。なるほど、高麗末期の田制改革と科田法の制定を單純に財政政策的次元においてのみ把握しようとした千の理解からすれば、それらは格段の飛躍であるといえよう。高麗後期の土地兼併は即土地私有化の進展を意味せず、基本的には収租権の集積であつたとする点、また、高麗末期の田制改革は土地私有化を制限しようとしたのではなく、あくまで収租権の次元での改革であつたとする点など、浜中昇の研究と相通じる部分も少なくない。しかしながら、これらにも問題点がないわけではない。

まず第一に、高麗前期の田柴科を土地の収租権分給制度とみなす点をあげなければなるまい。田柴科の分給地である科田を収租地とみなす見解は、古く土地国有制論が優勢であつた時代にまでさかのぼるものである。しかしながら、最近の研究によればこうした理解は当時の事実にあてはまらない。後述するように、田柴科をはじめとする高麗前期の私田の実体は被支給者の所有地（永業田）であり、私田支給とは、その土地の租を免除する特権の付与を意味したとする説が、有力になりつつあるのである。このような新しい理解を考慮に入れることによつて、科田法についてももっと別の見方が可能となるはずである。

一般に、既往の研究では科田法の制定について論じるさい、高麗末期の田制改革を起点とするか、あるいはそれよりさかのぼつても、この改革が課題とした高麗後期以来の土地制度の実態の検討から始めるにとどまつていた。高麗前期までをも視野に入れて科田法制定の意義を考へるといふ意識は、きわめて希薄であつたというほかないのである。それは、高麗前期における収租権分給制度の実在が自明のこととされていたからであろう。そのために、高麗前期の土地制度に関する最近の研究動向にも十分な関心が払われなままにきているのだと思われる。しかし、このような姿勢は是正されなければなるまい。

第二に、金泰永および李景植が朝鮮前近代の土地制度史を理解するさいの重要な枠組みとして「収租権に立脚

した土地支配」と「所有権に立脚した土地支配」という土地支配の二類型についても疑問がある。それは第一の問題点とも関連するが、これら二つの土地支配類型を所与のもの、そして対等なものとみることができなのか、あるいは、高麗初期以降の土地制度史の流れをこれらの相互関係として把握することが妥当なのか、ということである。

まず「収租権に立脚した土地支配」についていえば、この類型はたしかに朝鮮前期には存在する。科田法はまさしくそれである。しかし、前述のように最近の研究によれば、高麗前期の私田における田主の土地支配はこの類型では把握できない。また、科田法の廃止をもって「収租権に立脚した土地支配」が完全に消滅してしまうわけでもない。<sup>(30)</sup>

一方の「所有権に立脚した土地支配」についても、そこでもうところの所有権の意味がはなはだ不明確であるといわざるをえない。とくに金泰永の場合、彼は、高麗初期には「所有権に立脚した土地支配」は厳然と存在していたと述べる。<sup>(31)</sup>しかし他方で彼は、高麗後期以降、土地兼併の進展によって収租権をよりどころにした私有地としての私田が出現することを強調し、それはまさに「所有権に立脚した土地支配」の成長を意味するとみなす。<sup>(32)</sup>だとすれば、高麗初期にみられる「所有権に立脚した土地支配」と、高麗後期以来成長してくるそれとはどのように違うのか、あるいは同一なのか、もし違ふとすれば両者の相互関係はどのようなものなのか、といった点が説明されなくてはならないだろう。しかし、彼はまったくそれについて言及していない。

前者を農民的土地所有、後者を地主的土地所有として捉えることも可能かもしれない。<sup>(33)</sup>その場合、農民的土地所有がさきに確立し、あとになって収租権をよりどころに地主的土地所有が成長してきたということになる。はたしてそのような理解してよいのだろうか。

あるいは、次のような疑問も生まれる。金によれば、高麗初期にすでに「所有権に立脚した土地支配」が確立しており、それを前提にして「収租権に立脚した土地支配」である田柴科が設定されたことになる。だとすれば、そもそも所有権と収租権とは対立するものなのだろうか。

李景植の場合には、このような論理上の混乱はみられない。とはいえ、彼のいう「所有権に立脚した土地支配」にも、農民的土地所有と地主的土地支配がともに含まれており、両者の関係については必ずしも明確でない。

第三の問題点として、科田法制定の意義についての両者の理解をあげておきたい。さきにみたように、金泰永は科田法を高麗田柴科と比べて収租権分給の規模・機能が大きく縮小したものとみなし、李景植は高麗前期の田柴科と同一の性格のものとみなした。両者で多少のニュアンスの違いはあるが、科田法を高麗前期以来の「収租権に立脚した土地支配」を再編したものとする点では異なるところはない。これはいまままで問題点としてあげてきたような土地制度史に対する理解から必然的に導き出されてくるものであろう。一見してわかるように、それは和田一郎以来の科田法理解とたいして違わない。しかし、すでに述べたように、金・李の土地制度史理解には問題点があるのであるから、こうした科田法の位置づけも当然再検討されなければならないと思う。

以上、ここでは科田法に関する既往の研究のうちのおもだったものを取り上げ、それらでは科田法制定の意義がどのように論じられているかを概観しつつ、いくつかの問題点を指摘した。それらを整理すると次のようになろう。

(一) 千寛宇までの研究では、もっぱら財政政策的な次元において科田法制定の意義を見出そうとする姿勢が強かった。それは科田法を、高麗後期以降進展しつつあった土地私有化の流れに逆行するもの、擬制であれ土地「国有」を標榜する高麗前期の田柴科体制への回帰をめざすものとみなし、土地制度史上の科田法制定の意義を積極的には評価しないことと表裏の関係にあった。

(二) 浜中昇はこの問題に新たな光を当てた。高麗後期の土地兼併は土地私有化の進展ではなく、収租権の集積であったこと、科田法制定に帰結する高麗末期の田制改革は私的土地所有を制限するものではなく、あくまで収租権の次元での改革であったこと、を明らかにし、従来の土地制度史理解に再考を迫った。とはいえ、科田法制定の土地制度史上の意義についてはさらに深められるべき点を残す。

(三) 金泰永・李景植は、「収租権に立脚した土地支配」と「所有権に立脚した土地支配」の相互関係のなかで科田法制定の意義を考えようとした。二人の見解は今日の韓国では定説となっている。しかし、高麗前期の土地制度史に関する最近の研究への目配りが欠如していること、土地支配の二類型の設定に疑問があること、そして以上の問題点からの必然の帰結として、科田法制定の土地制度史上の意義についての両者の見解は、従来のそれとさほど違わないこと、などの問題点がある。

では、こうした研究史を踏まえつつ、次では、科田法の制定を高麗前期以来の土地制度史の流れのなかにどのよう位置づければよいかについて、私なりの仮説を提示してみることにしたい。

### 三 土地制度史上における科田法制定の意義

#### 1. 高麗田柴科と科田法

すでに何度も述べたように、科田法の制定は高麗末期に推進された田制改革の帰結である。したがって、科田法制定の土地制度史上の意義を考えようとすれば、高麗末期の田制改革とはいかなる内容のものであり、それがなぜ行われなければならなかったのかを、当時の土地制度の実態に即して理解しておく必要がある。

だが、それだけではまだ不十分である。さきにもたように、既往の研究では高麗末期の田制改革および科田法の制定を、高麗前期の土地制度への回帰を志向したものとみなすのが一般的であった。現に、田制改革を推進したいわゆる新興儒臣たちの発言をみても、高麗前期の土地制度が模範ないし理想とすべきものとして語られている<sup>24</sup>。はたして、科田法の制定は高麗前期の土地制度への回帰をめざしたものなのか。あるいは、科田法は実際に高麗前期の土地制度と大差ない制度なのか。これらの疑問に答えるためには、さらにさかのぼって高麗前期までをも視野に入れた考察がなされなければならない。

周知のように、高麗前期には田柴料という私田分給制度が施行されていた。田柴料とは、両班・胥吏・軍人等の職役負担者に対し、等級に応じて一定額の田地（耕地。科田と総称する。支給対象者に応じて、両班田・軍人田などもよばれる）と柴地（燃料採取地）を支給する制度である。<sup>(35)</sup>

従来、この田柴料における科田の支給とは土地そのものの支給を意味せず、収租権の支給であったとするのが通説となっていた。こうした通説は、土地国有制論を主張した和田一郎以来のものである。<sup>(36)</sup> その背景には、当時の私田はその被支給者（田主）の私有地ではなかったという認識があった。ところが、土地国有制論が否定され、私有制論が主流となったのちにも、田柴料を収租権分給制度とみなす見解自体は生き続けた。科田は農民の私有地である民田の上に設定されたものとして捉えられたわけである。

しかし、実際には田柴料を収租権分給制度とみなす明白な証拠はどこにもない。それは、高麗末期に制定された科田法からの類推にすぎないのである。<sup>(37)</sup> 従来科田法研究は、科田法からの類推によって把握された田柴料の性格にもとづいて科田法の性格規定を行うという、はなはだ奇妙な状況に陥っていたといわざるをえない。

高麗前期の田柴料は、決して収租権分給制度ではなかった。最近の高麗土地制度史研究の成果によって、田柴料における科田の実体はその被支給者（田主）の所有地（永業田）であり、科田の支給とはその土地の免租特権の付与にほかならないことがほゞ明らかになってきたのである。

このことを最初に示した浜中昇によれば、科田にはそれぞれ等級に応じて支給額が決められていたが、それは支給の上限を示すにすぎない。つまり、被支給資格を得た者が父祖・親族から相続すべき土地（永業田）を用意して国家に申請すると、国家では規定額の範囲内でそれを認定するという方式がとられたのである。そして、その場合の支給とは、被支給者の申請した所有地（永業田）の田租が免除されたことを意味した。<sup>(38)</sup>

このような浜中の見解は、韓国の高麗史研究者にも受け入れられ、金琪燮・朴国相などがやはり同様の見解を提示



している。<sup>(39)</sup>もつとも浜中と金とでは、当時の農民の性格およびそれと関連する科田の実体についての理解に大きな違いが認められる。

すなわち浜中は、当時の農民はまだ階層未分化な状態にあつたとする。<sup>(40)</sup>また、役分田を前身とする田柴科での支給(免租)対象地は、新羅末・高麗初の地方豪族の支配下にあつた土地であり、それは先祖代々相続される永業田であつた。したがつて、農民の自作地であり、当時国家収租地としての公田に属していた民田とは、明確に区別されるものであると理解する。<sup>(41)</sup>

これに対して金は、高麗前期にはすでに農民の私的土地所有は確立しており、農業生産力の発展を主導的に受容して成長した富戸層(丁戸層)と、そうできなかった自小作農(白丁層)とに階層分化していたという。そして、前者の民田が科田として国家の認定を受け、免租特権を獲得したと理解した。<sup>(42)</sup>

これは、高麗前期の農民をどのような存在と捉えるか、あるいは民田とはなにか、といった問題はもちろん、新羅末・高麗初の地方豪族の性格や、高麗前期の科田被支給者の出自など、高麗社会全体の理解にかかわる重要な問題とも関連する。それゆえ、この場で簡単に答の出せるようなものではない。しかしながら、朴国相によれば、田柴科における科田はほぼその受給者の本貫地に存在したとみてまちがいがなく、<sup>(43)</sup>それがかつての地方豪族と関連あるものであることは認めてよさそうである。

正倉院所蔵のいわゆる新羅村落文書には、一般農民の自作地である「烟受有田畝」のほかに村主の経営地である「村主位畝」の記載がある。そしてこの「村主位畝」は、「烟受有田畝」とは別格の扱いを国家から受けていたとみなされて<sup>(44)</sup>いる。だとすれば、新羅末・高麗初の地方豪族は統一新羅時代の村主を出自とするというのが通説であるから、その系譜を引く地方豪族の末裔である科田被支給資格者の永業田を、一般農民の自作地である民田と同一視することはできないであろう。そのようなわけで、本稿ではひとまず浜中説にしたがうことにする。

ともあれ、高麗前期の田柴科が収租権分給制度ではなく、被支給者（田主）の所有地（永業田）に対する免租特権の付与規定であったことはほぼまちがない。一方の科田法は明らかに収租権分給制度であり、科田は農民の私的所有地である民田の上に設定されていた。両者は同じ私田分給制度でありながら、その支給内容・方式はまったく異なっていたのである。

## 2. 収租権と科田法

では、田柴科と科田法でこのように支給内容・方式が異なるのはなぜだろうか。それは、田柴科が施行されていた高麗前期から科田法制定に至る高麗末期までの間に、私田の性格が大きく変化したことと関係がある。

この点でも、浜中昇の研究<sup>45</sup>が参考となる。彼によれば、田柴科の科田に代表される高麗前期の私田では、主として小作制経営が行われた。ここでいう小作制とは、佃戸が田主から土地を借りて耕作し、收穫の五〇パーセントを地主として田主に納める制度である。小作に従事した佃戸は一方で自作地をもつ農民であり、彼らは当時の農業技術水準に制約されて自作地を有効に使いこなすことができなかった。そこで彼らは、小作によって自作地経営を補完したのである。この場合、佃戸の耕作地は固定しておらず、田主ないし地方官が毎年一筆ごとに佃戸を募集する方式がとられた。このような小作制は階層未分化な段階でのものであり、佃戸の地主に対する隷属制はほとんどなかったという。ところが、高麗後期になるとこのような小作制は行き詰まりをみせはじめる。農業生産力の発展により、従来の自作農が自作農へと成長し、小作人が不足するようになったからである。このため、科田などの私田では十二世紀前半頃から経営方式の転換を余儀なくされた。具体的には農民をその土地に定着させることによって、定額の租を徴収する方式に転換したのである。しかし、この転換に失敗した私田も少なくなく、しだいに田柴科は変質していった。

以上の浜中の見解のなかでとくに重要なのは、私田における田主の収租行為の発生についての指摘である。既往の研究では、収租権というのは朝鮮前近代の土地支配における所与の権利として語られてきた。だが、事実はそのよう

なく、収租権は小作制の行き詰まりという私田経営上の問題に由来する歴史的産物であることがはじめて明らかにされたのである。

ところで、十二世紀後半の武臣政権期になると、権臣権勢家による土地兼併が始まる。その過程で、すでに変質しつつあった私田分給制度としての田柴科は完全に崩壊したが、むろん、田柴科崩壊後も私田の制度自体は存続した。

高麗後期に官僚が保持していた私田の地目としては、禄科田・口分田・賜給田の三種がある。禄科田とは、田柴科の崩壊に加え、モンゴル侵略などで禄俸制も崩壊したため、それらにかわる官僚への新たな経済保障として元宗十二年（一二七二）に創設されたものである。ただし、その支給地域は京畿八県に限定されていた。口分田は、田柴科施行当時の永業田の系譜を引く私田であり、賜給田は、功臣などに対して王が恩賞として支給した私田をいう。ちなみに高麗後期の土地兼併は、主としてこの賜給田の集積という形で行われた。<sup>47</sup> それゆえ、賜給田は高麗後期に官僚に支給された私田の代表格といえることができる。量的にも他と比較にならないほどの規模であったとみてさしつかえない。

だがそれはひとまずおくとして、さきの浜中の指摘どおり、十二世紀前半頃から私田の経営方式が転換していくとすれば、これら三種の私田をはじめとする高麗後期の私田では、小作制ではなく、主として収租方式による経営が行われていたことになる。そしてたしかに、高麗後期の私田は田主の収租地であった。ここにはいちいち引用しないが、そのことを示す記録は『高麗史』に少なからず散見される。<sup>48</sup>

高麗後期の私田が田主の収租地であったことは、紛れもない事実である。だが、ここで注意しなくてはならないのは、高麗前期から後期にかけての私田のこのような性格変化は、基本的に国家による私田の支給方式とは無関係であったということである。小作制から収租方式への変化は、本質的にはあくまで私田内部での経営方式の転換という次元にとどまるものとみるべきであろう。

さきにもみたように、本来、田柴科での科田は、その被支給者が父祖・親族から相続した永業田について、国家が

規定の範囲内で免租特権を付与してやるものであった。国家の側からすれば、私田の内部でどのような経営がなされるようにも、関知するところではなかったはずである。高麗前期の私田で小作制が行われたのは、当時の農業技術水準に規定されたためにすぎず、国家が小作制による経営を指示したわけではあるまい。

同様に、高麗後期になって、私田の経営方式が小作制から収租方式に転換したからといって、それはやはり当時の社会経済的要因によるものなのであって、国家の側が収租方式を奨励し、採用したからではない。国家の側からいえば、後期の私田もまた被支給者の申請により、規定にしたがって免租特権を付与するという以上のもではなかったはずである。収租方式による私田経営は、国家の強制によるものではなく、もともとは自然発生的に生じたものなのである。この点はよく認識しておく必要がある。<sup>(49)</sup>

それゆえ、高麗時代の私田は前期であると後期であるとを問わず、田主の立場からみればつねに排他的な占有権を行使しうる自己の所有地であり、そのことを国家によつて認定された土地であると観念されていたのではないかと思う。禄料田のように国家が官僚の生計維持のために特定の地域にかぎつて特別に設定した一部の私田はともかく、土地兼併の主体となり、それゆえ当時の私田の大半を占めたと考えられる賜給田においては、とりわけそうした傾向が顕著であったのではないだろうか。

一方、そのような高麗後期の私田を耕作した佃戸は、田主によつてその私田に定着させられた農民である。したがつて、佃戸が定着した私田は、彼らにとつての自作地ではあつても、本来的に彼らの私的所有地ではなかったことになる。そこで注目されるのが次の記録である。

王在元、哈伯平章、謂康守衡・趙仁規曰、昨有勅、其議可以安集百姓者来奏、王遂命宰枢与三品以上議之、皆曰、上下皆撤処干、委以賦役可也、処干、耕人之田、帰租其主、庸調於官、即佃戸也、時、權貴多聚民、謂之処干、以逋三税、其弊尤重、守衡曰、必以点戸奏、〔高麗史〕卷二八、世家二八、忠烈王一・四年七月乙酉〔四日〕条

ここでは、佃戸の耕作する私田が「人之田」と表現されている。少なくとも忠烈王四年（一二七八）の時点では、私田はあくまで田主の土地であつて佃戸の私的所有地とはみなされていなかったと考へてよいであらう。

この史料からはさらに、高麗後期にはこのような佃戸が一部を除けば必ずしも国家によつて把握されていなかった事実をも読みとることができる。すなわち、高麗後期の佃戸は、本来は私田を耕作し、その租はその私田の田主に納め、庸調は國家に納入すべき存在であつた。ところが、権臣権勢家たちは土地兼併で獲得した私田に農民を集めて定着させ、彼らを「処干」と称して耕作に従事させているが、しかし租はもちろん、庸調までも含めた「三税」すべてを國家に納入しない、というのである。「三税」を國家に納入しないというのは、一つには、権臣権勢家が強権をもつて佃戸を困い込んでいるからでもあらうが、本質的には、國家が私田農民である佃戸を把握していなかったためであると思ふ。<sup>50</sup>

前述のように、土地兼併の主体となつたのは賜給田であつた。したがつて、この史料が語る状況も主として賜給田を舞台に展開したものとみてよい。前述のとおり、この賜給田こそが高麗後期における代表的な私田なのであるから、このような状況は全國の大半の私田においてみられたと考へてまずまちがいない。

租を田主に納め、庸調を國家に納めるような佃戸は、おそらく國家による統制の比較的強かつた禄料田などに存在したものと推測される。土地兼併の進展は私田農民の増加を招き、それは同時に國家に対して租や貢賦・徭役等を負う農民の相対的減少を意味した。したがつて國家としては、このような形で私田農民を把握しようとしていたのであらう。しかし現實には、大半の私田においてそれは不可能な状態にあつたものと推測される。

さきにみたように、李景植はこのような状況を私田の祖業田化によつて田主の収租権が強化され、私田農民が私民法化されたものと理解した。<sup>51</sup>だが、そうではあるまい。もともと國家は私田農民を把握できずにいたのである。なぜなら、いま述べたように、本来、私田の内部でどのような経営がなされようとするかは國家の関知するところではなかつ

たからであり、かつ、私田そのものが農民の私的所有地ではなかったからである。佃戸は、私田の祖業田化によって田主の収租権が強化されたために私民化されたのではなく、そもそも高麗後期の私田農民とはそういう存在であったとみるべきであろう。

さらにいえば、私田の祖業田化という現象についても、さきに述べたように、私田は田主にとって自己の所有地として国家から認定された土地と観念されていたのであるから、田主が自己の私田を祖業田と称したのは、しごく自然のことだったといえよう。先祖代々相続するという意味では、高麗前期の永業田もそうであり、その系譜を引く口分田も存続していた。

高麗後期における私田経営方式の転換については、以上のように理解することが可能である。しかし、このような収租方式による私田経営が継続していけば、佃戸とその土地との結びつきがしだいに強まっていくのもまた当然である。一方で、高麗後期には農業生産力の発展にともない、公田である民田は農民の自作地であるだけでなく、耕作を前提とする事実上の私的所有地（所耕田）ともなっていた<sup>⑤</sup>。同じように、その土地への定着度を高めた私田農民にとつても、その私田はやはり耕作を前提にした事実上の私的所有地（所耕田）となり、民田とよばれるようになっていったことは疑いを容れない。

さて、そうだとすれば、そのような私田農民と、彼らの所耕田が国家によって把握されるようになるのはいったいいつからなのだろうか。また、これと表裏の關係にあることとして、私田における田主の収租行為が国家から土地支配の権利として正式に認定されたのはいつだったのかも問題となる。

これらはいずれも科田法においては実現していたことであった。まず第一の点についていえば、辛禡王十四年（一三八八）に始まる田制改革にさいし、同年から翌年にかけて実施されたいわゆる己巳量田が重要である。この量田事業では、公田・私田を問わず全国の土地が同一の記載形式（ひとまとまりの土地を意味する「丁」ごとに千字文を付

し、「丁」を構成する一筆一筆の土地には地番とその所耕田の田主名を記載）で土地台帳に登録されたと考えられるからである。これにもとづいて、科田法では私田農民とその所耕田が公田同様に国家に把握されたのである。<sup>53</sup>

次に第二の点、すなわち科田法では収租権が田主の私田に対する権利として国家によって正式に認定されていたという事実については、科田法の規定において公田・私田の収租率が明記されていることから明らかであろう。<sup>54</sup>

そこでさきの問いに立ち返ろう。まず、私田農民とその所耕田の把握は、まさしく科田法においてははじめて実現したものとみてよいと思う。このことは、かつて浜中昇が指摘したこともある。<sup>55</sup>ところが、浜中はその後自説を訂正し、現在では、私田農民とその所耕田が国家によってはじめて把握されたのは、忠肅王元年（一一三—四）のいわゆる甲寅量田によってであったと主張している。<sup>56</sup>だが、はたしそうなのだろうか。

浜中が新説を主張したのは、己巳量田は田制改革にさいして緊急に実施されたため、質的にも量的にも土地の把握がきわめて不十分なものであり、それゆえ土地測量の方法はその前の量田である甲寅量田のやり方を踏襲したものとみるほかないと考えたからである。<sup>57</sup>甲寅量田自体に私田農民とその所耕田を国家が把握していたことを示す明確な証拠があるわけではない。

前述のように、すでに禄科田など国家の統制を比較的強く受けていたと考えられる私田では、かなり早くから佃戸は把握されていたと推測され、また国家としてもそのような方向をめざしていたと考えられるから、甲寅量田でもそれが試みられた可能性は否定できない。しかし、実際には、それ以後も土地兼併は続き、現実問題として私田農民とその所耕田の把握は困難であったと思われる。これに対して、田制改革にさいして実施された己巳量田では、按廉使にかわる觀察黜陟使の派遣や私田租の公収などの措置があわせて実施され、<sup>58</sup>かなり強力に量田が遂行されていることを想定させる。そして現に、この量田にもとづいて作成された新しい田籍によつて科田法が実施されたのである。

このように考えると、たしかに己巳量田には不十分な点が少なからずあったことは否定できないにせよ、全国の私

田農民とその所耕田が国家によってほぼ把握されたのはやはり己巳量田が最初であり、法制的には科田法においてはじめて実現したものと考へたい。

次に、国家が収租権を私田に対する田主の権利として正式に認定したのはいつかという点について考へてみたい。そのさい注意しておかねばならないのは、収租権は田主の側からいえば、明らかに私田に対する権利の後退を意味するということである。収租権は田主側が望んだものではなく、そもそもは農業生産力の発展にともなう農民層の成長を背景にして、私田の経営方式が小作制から収租方式へと転換したところに由来するものなのである。田主にしてみれば、かつての私田同様、自己の所有地と観念できるような権利の行使を希望していたはずである。実際、土地兼併によつて集積された私田では、田主による租以外の収奪が佃戸を苦しめていた。<sup>59</sup>

逆に国家の側からすれば、収租権は私田統制の手段となりうるものであった。前述のとおり、私田における小作制から収租方式への転換はあくまで経営方式の次元の問題であり、本来は国家のなから関知するところではなかつたと考へられる。しかし、土地兼併の進展につれて、一部の権臣権勢家によつて私田が独占されるようになると、やはりそうした状況への対策を講じなければならぬ。そのさい、すでに慣行として一般化していた収租方式による私田経営のあり方を、収租権という形で私田に対する田主の唯一の権利として認定することは、国家による私田の把握・管理の強化につながるものであつたはずである。

さて、朴国相によれば、最初に収租権の支給という形で私田設定が行われたのは、モンゴル軍との戦争が続いていた高宗四十四年（一二五七）のことであつた。当時、江華島に一時遷都していた高麗政府は、同年九月に島内の土地のうち二〇〇〇結を国家収租地、三〇〇〇結を当時政権の座にあつた崔氏の収租地とし、残りの土地は祿俸のかわりとして王族・官僚等へ分給することにした。このときの土地分給が収租権の支給という形でなされたというのである。しかし、これはあくまでも戦時下の一次的な措置にすぎなかつた。収租権分給制度としての私田制度が本格的に



始まるのは、高麗がモンゴルと講和して開京に還都したのち、元宗十二年（一二七二）に京畿八県を支給地として施行された禄科田制からであった。<sup>60</sup>

江華島での給田が国家による収租権分給の先行形態であり、それが本格的に施行されるようになったのが禄科田の支給であったという朴の見解は、基本的に正しいと思う。高麗前期の永業田の系譜を引く口分田や、王の恣意で濫給された賜給田とは異なり、これらはいずれも国家の主導によって施行され、そのうえ支給地も限定されていた。それゆえ、当初から国家の強い統制を受けていたとみなしうるからである。さきの史料の前半部分でいう租を田主に納め、庸調を国家に納めるような佃戸は、このような私田にみられたと推測されるのである。

しかしながら、こうした私田は地域的にも数量的にもごくかぎられたものにすぎなかった。この時期の私田の大半を占めた賜給田などでは、国家は佃戸も十分に把握しておらず、そのような状況では、収租権を正式な私田に対する田主の権利として認定することは困難であったと思われる。

このようにみると、結局のところ収租権が私田に対する普遍的な田主の権利として国家によって正式に認定されたのは、やはり科田法においてであったとみなくてはならないだろう。

高麗末期の田制改革が本格的に開始されてすぐの辛禡王十四（一三八八）年七月、趙浚等の改革派官僚は相次いで上疏し、私田改革の要求とあわせて、私田の租をむこう三年間にかぎり公収することを王に請うた。これに対して、即位したばかりの辛昌王は私田租の半額公収を下命したが、改革推進派の許応等による再度の要求を受け入れ、この王命を撤回している。<sup>61</sup>したがって、この翌年に己巳量田が完了すると、新たに把握しなおされた全国の土地の租は、いったん公田・私田ともに国家に徴収されることになったと考えられる。つまり、収租地としての私田はすべて国家に没収されたわけである。

科田法は、このように全国の土地をいったん国家収租地となし、そのうえでその一部にかぎって国家にかわり租を

徴収する権利を両班官僚に分配したのである。科田法では従来の私田がすべて否定され、新たに国家の手によつて収租権が分与されているのであり、こうした普遍的な収租権分給はこれをはじめてであつた。収租権は科田法によつてはじめて私田に対する田主の普遍的にして唯一の権利として国家から認定され、法的根拠をもつに至つたのである。そしてこれこそが、科田法制定の土地制度史上における最大の意義であろうと思う。収租権が国家によつて認定されたことで、田主の私田に対する権利は明らかに制限され、後退したのである。<sup>(62)</sup>

従来、科田法は、高麗前期の土地制度への回帰をめざしたものであり、現実にも高麗の土地制度とさほど違わないものであつたといわれてきたが、それは誤りといふべきである。高麗末期の田制改革においては、理念としての土地国有制である王土思想が主張されているが、これは、全国の土地は本来国家が租を徴収すべき土地である（その意味で公田である）ということをいわんとしたものであり、そうすることによつて、私田の権利を収租権という枠のなかに封じ込めようとしたものと推測される。また、改革の過程で高麗前期の土地制度が模範とされたのは、それが現実的に土地国有や収租権にもとづく土地分給制度だつたからではなくて、高麗後期の土地兼併にもとづく私田の弊害を強調するためであつたと思う。

### 3. 土地所有と科田法

土地制度史上における科田法制定の意義を考えると、もう一つ忘れてならないのは、科田法とはあくまで私田の制度であり、さらにいえば両班官僚に対する科田の分給について定めたものであるということである。それは次の二つの意味においてそうである。第一に、科田法は国家収租地である公田に関する制度ではないということ、第二に、私的土地所有についてもとくに規定されていないということである。

高麗末期の田制改革が私田の改革であり、とりわけ官僚の所有する私田に対する改革であつたことは、浜中昇・金泰永・李景植らによつてすでに指摘されていることである。<sup>(63)</sup>そして、高麗末期の田制改革が私田を対象としたもので

あつたとすれば、その帰結である科田法もまた私田を対象とした制度であることは明らかであろう。本来なら、いまさらあえて述べるまでもないことである。にもかかわらず、あえてこれを強調するのにはそれなりの理由がある。

従来、科田法は朝鮮初期の土地制度の根幹をなす制度であるとされるのが一般的であつた。科田法が研究者の注目を集めた理由の一つがここにあつたことは、本稿の冒頭において指摘したとおりである。なかには、このような認識をさらに発展させて、朝鮮初期の土地制度を科田法体制として把握する研究者もいる。<sup>64</sup> むろん、私はそうした見方を全面的に否定しようと考えているわけではない。だが、科田法が朝鮮初期の土地制度の根幹をなしているというとき、あるいは朝鮮初期の土地制度を科田法体制と把握するとき、それはいったいかなる意味においてそうなのか、これらでは必ずしも明確ではなかつたように思われるのである。この問題は、いま一度考えてみる必要がある。そのさい、まず確認しておきたいのが右の二点なのである。

まず前者についていえば、高麗末期の田制改革および科田法では、賜給田を中心にして京畿以外の地域に広範に分布していた私田を、一部を除いてすべて没収し、それを新たに公田に編入して各国家机关に分属させた。しかしそのさい、具体的にどの国家机关がどの程度の額の土地を割り当てられたのかについてはなんらの規定もない。また、これらの土地に対して行使される国家机关の権限についてもとくに言及されてはいない。<sup>65</sup> だが、それも当然のことであろう。そもそも国家机关が公田から租を徴収するというのは、科田法によつてはじめて確立したのではなく、国家による従来どおりの土地支配のあり方であつたからである。わざわざ科田法において規定する必要などなかつたのである。

次に後者については、田主の権利を取租権という次元で確立させたということは当然に農民的土地所有の存在がその前提とされているには違いない。よく知られているように、科田法では私田農民を「佃客」とよんでいる。そして朝鮮初期には公田の農民も「佃客」とよばれていた。従来は「佃戸」とよばれてきた私田農民が公田農民とともに「佃

客」とよばれるようになったことは、私田農民の成長を意味するものであり、「佃客」は紛れもなく自己の所耕田をもつ私的土地所有者であった。

科田法はたしかにこのような佃客と彼らによる農民的土地所有を前提とする制度であった。しかし、だからといって佃客と彼らの農民的土地所有を積極的に保護したり、逆になんらかの規制を加えたりするような規定は科田法にはみられない。わずかに次のような規定があるが、これも佃客とその農民的土地所有を積極的に保護もしくは制限するためのものとはいえない。

佃客、母得將所耕田擅売与別戸之人、如有死亡移徙戸絶者、多占余田、故令荒蕪者、其田、聽從田主任意区処、  
〔高麗史〕卷七八、志三二、食貨一、田制・祿科田条

すなわち、佃客はその所耕田を勝手に他人に売り渡したり贈与することはできず、また、死亡や移住などで戸が絶えた者や、多くの土地を所有して荒蕪させた者の場合、その土地は田主が任意に処分できると規定されている。

これは一見すると佃客の土地処分権を制限する規定のようでもある。しかし、その他の規定との関連からみて、この規定の眼目はあくまで収租地としての科田の安定的な維持と、田主権の膨張への規制にあったと理解すべきであろう。

一方、科田法では、高麗末期以来成長しつつあった閑良や郷吏などによる地主的な土地所有についても、まったくこれを奨励も規制もしていない。地方居住の閑良に対しては、彼らの所有地についてその規模に応じて軍田という形で一定額にかぎりその租の徴収を免除している。<sup>(68)</sup>これは閑良官に対する一種の優待措置といえるが、しかしそれ自体が彼らの地主的土地所有を積極的に奨励したり、逆に規制したりするものではない。

このように、科田法はそれ自体としては当時の私的土地所有とまったく無関係な制度なのである。科田法は、朝鮮王朝の土地制度の根幹をなしたといっても、それ自身が朝鮮王朝の土地制度のすべてではない。高麗末期の田制改革

とその帰結としての科田法によつて、国家収租地である公田が増加し、国家財政の基盤が確保されたこと、そして、私田での田主権が収租権という次元で確立することで、国家が公田を含めた全国の土地を収租権という単一の土地支配権をもつて管理する体制を作り上げるのに成功したこと、この二点において、朝鮮王朝初期の土地制度は科田法体制と表現することができるのであり、それは決して当時の土地制度全般を包含したものではなかつたことをあらためて認識する必要がある。

#### 四 　　むすび

以上、本稿では科田法制定の土地制度史上の意義をめぐつて、既往の研究を整理するとともに、現時点での私なりの見解を提示してみた。

科田法制定の目的や意義について、従来は、たとえば私田制度を改革することによつて国家財政を再建し、軍需・禄俸の確保をめざしたものであつたとみる場合が多かつた。しかし、たしかに科田法がそうした点をも視野に入れた土地制度であつたことは否めないにしても、それが科田法の本質ではない。また、科田法は高麗前期の土地制度と基本的に大差ない制度であるとか、高麗前期の土地制度への回帰をめざしながらも、現実にはそれは達成されえなかつたともいわれてきた。だが、このような評価も、科田法制定の土地制度史上の意義を正しく把握したものとはいえないと思ふ。

では、科田法制定の土地制度史上の意義とはいつたいなんであろうか。その第一にいえるのは、科田法の実施によつて、収租権が私田に対する田主の普遍的で唯一の権利としてはじめて法的な根拠をもつものとなつたということである。

高麗前期の私田はその私田田主の所有地（永業田）であり、私田支給とは国家が一定の範囲内でその租の徴収を免

除してやることであつた。ところが高麗後期になつて、農業生産力の発展により農民層が成長したために、従来の私田経営の一般的方式であつた小作制経営が行き詰まり、私田に農民を定着させて耕作に従事させ、国家が徴収するのと同額の租を彼らから徴収する経営方式に転換せざるをえなくなつた。私田の収租権とはここに自然発生的に生じたものである。

このようなかで私田は佃戸の自作地となり、やがて彼らの私的所有地となつていつたが、私田田主の立場からは、依然として私田は自己の土地であると觀念されていたであらう。逆に国家の側からいえば、私田の内部でどのような経営方式が行われようと、関知するところではなかつた。高麗前期の永業田の系譜を引く口分田や、高麗後期の土地兼併の主体となつた賜給田では、とりわけそのような傾向が強かつたと思われる。国家の統制が比較的強かつた禄料田とは異なり、これらの私田の佃戸を国家は把握できずにいた。

対モンゴル戦のさなか、高宗四十四年（一二五二）に遷都先である江華島で実施された土地分給と、元宗十二年（一二七一）に実施された禄料田制において、収租権分給という形で最初の私田支給が行われた。しかし、これは地域的・量的に限定されており、私田全体を対象としたものではない。

結局、公田・私田をあわせた全国の土地がはじめて収租権の配分という統一的な基準で国家機関や特定の個人に振り分けられたのは、高麗末期の田制改革とその帰結である科田法においてであつた。ここに来て、収租権がはじめて国家によつて私田に対する田主の普遍的かつ唯一の権利として認定され、法的根拠を与えられたのである。これによつて私田に対する田主権は確実に制限された。田制改革の過程でいわゆる王土思想が強調されたのは、田主の権利を収租権という次元で確立させるためであり、さらに、高麗前期の土地制度が模範とされたのも、高麗後期の私田の弊害を強調するためであつたと考えられる。

科田法制定の土地制度史上の意義を考えるうえで忘れてならない一つのこと、科田法はあくまで私田の制度

であり、さらにいえば官僚に対する私田の分給について定めたものであるということである。つまり、科田法には国家収租地である公田についての規定がなく、また農民や地主による私的土地所有についてもとくに規定されていないのである。

科田法が朝鮮初期の土地制度史の根幹をなしたというとき、また朝鮮初期の土地制度を科田法体制というとき、それは科田法が当該時期の土地制度のすべてであったからではなく、科田法制定によって国家収租地が増加し、国家財政の基盤が確保されたこと、そして私田での田主の権利が収租権として確立することで、公田を含めた全国の土地を収租権という単一の土地支配権をもって管理する体制が成立したこと、これら二点においてそのようにいえるのである。

科田法の制定は、高麗以来の土地制度史の流れのなかにこのように位置づけることが可能であると思う。しかし、これもまた一つの仮説には違いない。

とくに本稿は、高麗土地制度史研究の最近の成果に大きく依拠しつつ、ごくかぎられた史料をもとに自説を組み立てたにすぎない。個々の論点については、今後さらに実証レビューでの考察を深める必要がある。

また、高麗から朝鮮初期に至る農業生産・農業技術の発展をどのように理解するかという点については、今日、研究者の意見が大きく分かれているにもかわらず、本稿ではそれらの検討をいったん捨象したままで議論を展開している。いうまでもなく、農業生産・農業技術の問題は土地制度史を考えるさいに避けては通れない問題である。別の機会にあらためて考えなければならぬだろう。今後の課題としたい。（一九九六年十月成稿）

〔註〕

(1) 一般に、土地国有制論を最初に主張したのは和田一郎『朝鮮ノ土地制度及地稅制度調査報告書』（朝鮮總督府、京城、一九二〇年。一九七六年に宗高書房から復刻）であるとされる。もちろん、宮嶋博史も指摘するように、同書の本来の主旨は土地国有制論の主張にあつたのではなく、朝鮮中期以降土地制度が紊亂したことを強調し、和田自身が植民地官僚として直接かかわつていた朝鮮における土地調査事業の正当性を主張するところにこそ最大の眼目があつた。宮嶋博史「朝鮮における公・私田問題の展開」『思想』七九二号、一九九〇年、二二九頁。とはいえ、朝鮮前近代の土地制度史についての体系的研究の嚆矢といふ同書において、和田が高麗から朝鮮前期にかけての公田を国有地とみなしたことは事実であり、それがその後の研究の方向を大きく規定したことは否定できない。なお、この立場からの科田法專論として代表的なものに、深谷敏鉄「鮮初の土地制度・一斑―いはゆる科田法を中心として―（上）」（『史学雑誌』第五〇編第五号・第六号、ともに一九三九年）、同「科田法から職田法へ―鮮初の土地制度一斑―（上）」（『史学雑誌』第五一編第九号・第一〇号、ともに一九四〇年）がある。

(2) 従来、このような意味での公田・私田の区分はすでに高麗初期から存在したとみなされるのが普通であつた。しかし最近の研究によれば、収租権の帰属にもとづく公田・私田概念は高麗後期から朝鮮前期にかけての時期にのみ適用できるにすぎないとされる。公田・私田の概念は朝鮮前近代の土地制度史の根本にかかわる問題であり、現実には、一筋縄ではいかない複雑な様相を呈しているのである。詳しくは、浜中昇「朝鮮古代の經濟と社会」第八章「高麗の公田と私田」（法政大学出版社、一九八六年）および宮嶋博史、前掲論文を参照。

(3) 土地私有制論は土地国有制論の批判という形で主張され、いわゆる朝鮮社会停滞論の克服に貢献した。一九六〇年代以降の研究は大部分がこの立場からのものであり、現在、土地私有制論は土地制度史研究の主流をなす考え方となつてゐる。しかし、これにも問題点がないわけではない。宮嶋博史は、私的土地所有の發展を無条件に進歩と捉える点では土地私有制論者も土地国有制論者とまったく同じであるとして、土地私有制論のもつ根本的問題を的確に指摘し、批判している。宮嶋博史、前掲論文、二二九頁。

(4) 代表的なものとして、深谷敏鉄、前掲「鮮初の土地制度・一斑（上）（下）」、同、前掲「科田法から職田法へ」、千寛宇「科田法斗」二「崩壊―朝鮮初期土地制度一斑―」（『近世朝鮮史研究』一潮閣、서울、一九七九年）、韓永愚「太宗・世宗朝對



私田施策」(『朝鮮前期社会経済史研究』乙酉文化社、서울、一九八四年)、金泰永『朝鮮前期土地制度史研究』(知識産業社、서울、一九八三年)、李景植『朝鮮前期土地制度研究』(一潮閣、서울、一九八六年)、などがある。

(5) 李相佰『李朝建国の 研究』(乙酉文化社、서울、一九四九年)、浜中昇『高麗末期政治史序説』(『歴史評論』第四三七号、一九八六年)。

(6) 周藤吉之『高麗より朝鮮初期に至る田制の改革―特に私田の変革過程とその封建制との関連に就いて―』(『東亞学』第三輯、一九四〇年)、浜中昇『高麗末期の田制改革について』(『朝鮮史研究会論文集』第一三集、一九七六年)、姜晋哲『高麗末期の 私田改革과 그 成果―農民의 処地에서 본 改革과 그 成果의 問題点―』(『韓國中世土地所有研究』一潮閣、서울、一九八九年)。

(7) 和田一郎、前掲書、五九一六〇・六五頁。

(8) 深谷敏鉄、前掲『鮮初の土地制度・一斑(上)』六九一八一頁。

(9) 和田は、高麗前期には全国の土地はすべて国有地としての公田であり、そうした国有地の収租権を特定の個人や私的機関に分与したものが私田であったが、高麗後期以降私有地化が進展し、朝鮮初期になると、国家による課税の有無にもとづいて無税地が公田、有税地が私田と呼ばれるようになったとする。和田一郎、前掲書、二三・一〇三頁。つまり彼によれば、公田はつねに国有地であったが、私田はしだいに収租地から私有地へと変貌したことになる。一方、深谷によれば、朝鮮近代における土地所有権は、国家による「処分・管理の権能に基づく土地支配」、公田・私田の田主による「耕作権に基づく土地支配」、佃客による「耕作権に基づく土地支配」の三種に分割されていた。そして、これら三種のうち国家による土地支配権が他に優越し、このような状態が土地国有と観念されて全国の土地は公田(広義)とされた。このような公田は耕作者である佃客からみれば耕作権を行使できる土地であり、また、その収租権の帰属いかんによってさらに公田(狭義)と私田とに区分され、それぞれに田主の支配を受けた。深谷敏鉄、前掲『鮮初の土地制度・一斑(上)』七八頁、同、前掲『鮮初の土地制度・一斑(下)』三二一―四二頁。要するに深谷は、高麗末期の田制改革とその帰結としての科田法ではたしかに私田は公認されたが、これは収租権レヴェルでの土地支配の公認にすぎず、国家による管理・処分権については徹底して行われたとみたのである。

(10) 李相佰、前掲書(とくに「第四章 高麗末期の 田制改革運動과 李成桂派의 關係」)第五章 李成桂派의 田制改革運動과 그 実績」第六章 結語。第四章の初出「高麗末期に於ける田制改革運動と李成桂」『東洋史会紀要』第二冊、一九

三七年、第五・六章の初出「高麗末期・李朝初期に於ける李成桂派の田制改革運動とその実績」『東洋学報』第二八卷第一号、一九四一年。

(11) 李相佰、前掲書「序言」七頁。

(12) 李相佰、前掲書「第五章 李成桂派의 田制改革運動과 그 実績」二二一頁。

(13) 千寛宇、前掲論文(初出「韓國土地制度史 下」高麗大学校民族文化研究所編『韓國文化史大系Ⅱ』同研究所出版部、서울、一九六五年)。

(14) 千寛宇、前掲論文、一五三・一五七・一七三―一七五頁。

(15) 和田一郎、前掲書、一三三・五九―六〇・六五・一一三―一四頁。

(16) ここには、宮嶋博史が土地私有制論の根本の問題点として批判する「私的土地所有の發展を無条件に進歩と捉える立場」の典型的な例を見出すことができよう。註(3) 参照。

(17) たとえば、国史編纂委員会編『한국사 10 兩班官僚國家의 社会構造』(同委員会、서울、一九七四年)の「Ⅱ. 經濟構造 1. 田制」(李載樂執筆)では、基本的に千寛宇の前掲論文に沿った形で科田法についての叙述がなされている。

(18) 浜中昇、前掲「高麗末期の田制改革について」。

(19) 浜中昇、前掲「高麗末期政治史序説」。

(20) もっとも浜中自身は、本文中でも後述するように、科田法の制定によってはじめて私田農民の耕作地が国家から所耕田として認定されたという自説をのちに訂正し、その時期を甲寅量田が行われた忠肅王元年(一二三二)まで引き上げている。浜中昇、前掲書「第一章 高麗後期の量田と土地台帳」参照。

(21) 金泰永、前掲書。

(22) 李景植、前掲書。

(23) 金泰永、前掲書「제 1 장 科田法の 성립과 그 성격」および「제 3 장 朝鮮前期 小農民經營의 추이」一五五頁。

(24) 金泰永、前掲書「제 1 장 科田法の 성립과 그 성격」七八―七九頁。

(25) 金泰永、前掲書「제 1 장 科田法の 성립과 그 성격」八五―八七頁、「제 2 장 科田法 체제에서의 収租權的 土地支配關係의 변천」二二〇―二四一頁。

(26) 李景植、前掲書「Ⅱ 高麗末期의 私田問題」。

- (27) 李景植、前掲書「Ⅲ 高麗末の 私田球弊策と 科田法」九六頁。
- (28) 李景植、前掲書「Ⅲ 高麗末の 私田球弊策と 科田法」九六頁。
- (29) たとえば、国史編纂委員会編『한국사 24 조선초기의 경제구조』(新版、同委員会、果川、一九九四年)の「I. 土地制度와 農業 1. 土地制度」は金泰永の執筆であり、その内容は、ほぼ金泰永、前掲書の記述にもとづいている。また、李栄薫も指摘するように、朝鮮の土地制度を「収租権に立脚した土地支配関係」と「所有権に立脚した土地支配関係」という二つの土地支配関係が相互に結合した構造と捉え、その対抗の過程と理解する金泰永・李景植の見方は、韓国歴史研究会編『한국역사』(歴史批評社、서울、一九九二年)にも中世の土地制度を説明する枠組みとして採択されている。李栄薫「朝鮮佃戸考」(『歴史学報』第一四二輯、서울、一九九四年)七八頁。
- (30) たとえば、朝鮮後期には宮房田・衙門屯田という新たな収租権分与が生じている。宮嶋博史、前掲論文、二三三頁。
- (31) 金泰永、前掲書「제 3 장 朝鮮前期 小農民經營의 추이」一五五頁。
- (32) 金泰永、前掲書「제 1 장 科田法の 성립과 그 성격」三三二―三七頁。
- (33) ここでいう「農民的土地所有」「地主的土地所有」という概念は、宮嶋博史「朝鮮史研究と所有論―時代区分についての一提言―」(『人文研究』第一六七号、東京都立大学人文学部、一九八四年)にもとづく。同論文において宮嶋は、中村哲「奴隶制・農奴制の理論―マルクス・エンゲルスの歴史理論の再構成―」(東京大学出版会、一九七七年)の成果を踏まえつつ、前近代における所有のあり方を「自分の労働にもとづく所有」と「他人の労働の搾取にもとづく所有」との重層構造として考える必要性を説いている(同論文、二六―二七頁)。前者が「農民的土地所有」、後者が「地主的土地所有」に相当する。
- (34) 『高麗史』卷七八、志三二、食貨一、田制・禄科田・辛禍十四年七月条の大同憲趙浚等上書・諫官李行等上疏・版図司黃順常等上疏・典法判書趙仁沃等上疏および同九月条の右常侍許応等上疏などを参照。
- (35) 山林をさすとみなされる柴地についてはこれまでほとんど研究されておらず、実態は不明である。
- (36) 和田一郎、前掲書、二七―三一頁。
- (37) 浜中昇、前掲書「第五章 高麗田柴科の一考察」一三〇頁。
- (38) 浜中昇、前掲書「第五章 高麗田柴科の一考察」一二九―一四一頁。
- (39) 金琪燮「高麗前期農民の 土地所有와 田柴科의 性格」(『韓国史論』一七、서울、一九八七年)、朴国相「高麗時代の 土地分給과 田品」(『韓国史論』一八、서울、一九八八年)。なお、金・朴ともに、浜中説は田柴科を土地そのものの支給制

- 度とみなしている」と理解するが、これは明らかな誤謬である。金琪燮、前掲論文、一五六頁、朴国相、前掲論文、八九頁。浜中は、たしかに「科田の支給は土地そのものの支給」という表現を用いているが、本文中で述べたように、その支給方式については、被支給者の側で土地を用意して国家に申請すると、国家では規定にしたがってその土地に免租特権を付与するものであったと理解している。国家の側がなんらかの土地を準備して、文字どおり被支給者に分け与えるといっているわけではないのである。田柴料の科田支給を免租権の付与とみなし、科田の支給規定額は、免租の上限を規定したものにすぎないという理解は、三者に共通するものである。
- (40) 浜中昇、前掲書「第五章 高麗田柴料の一考察」一二七頁、および「第六章 高麗前期の小作制とその条件」一五五―一六三頁。
- (41) 浜中昇、前掲書「第五章 高麗田柴料の一考察」一三四―一四一頁。
- (42) 金琪燮、前掲論文。
- (43) 朴国相、前掲論文、九一―九七頁。
- (44) 宮嶋博史、前掲「朝鮮史研究と所有論」四七頁。
- (45) 浜中昇、前掲書「第六章 高麗前期の小作制とその条件」。
- (46) 浜中昇、前掲「高麗末期の田制改革について」三二―三五頁。
- (47) 浜中昇、前掲「高麗末期の田制改革について」三二―三三頁、同、前掲書「第一章 高麗後期の賜給田について」一九二―一九四頁。浜中によれば、賜給田の支給は必ず土地の権利証である賜牌の授受という合法的手続きを踏んだうえでなされたのであり、記録には「奪占」などと表記されていても、実際には暴力的に他人の土地を奪ったのではなかった。
- (48) 『高麗史』巻一一五、列伝二八、李穡・恭愍王元年条、同書巻七八、志三二、食貨一、租税・辛禡九年二月条、同田制・禄科田・辛禡十四年七月条、など。
- (49) 朴国相は、高麗の私田分給方式が免租権の付与から収租権の付与へと転換したのは、高宗四十四年（一二五七）の江華島での土地分給を先行形態とし、本格的には元宗十二年（一二七二）の禄科田制の施行からであったと述べる。朴国相、前掲論文、一一〇―一二頁。たしかに国家権力が収租権分給という形で私田支給を開始したのは、江華島での土地分給であり、禄科田制であったとみてよい。しかし、私田における田主の収租行為はそれより以前からすでに行われていた。『高麗史節要』巻二三、明宗二十六年五月条には、次のような記事がみえる。

忠猷兄弟、上封事曰、(中略)先王制土田、除公田外、其賜臣民各有差、奪公私田兼有之矣、一家膏沃、弥州跨郡、使邦賦削而軍士歛、惟陛下、勅有司、会驗公文、凡所見奪、悉持還本、公私租賦、皆由民出、民苟困竭、顧安所取足、吏或不良、惟利之從、動輒侵損、又勢家奴皂等、争田租、反復徵償、民皆嗷然、愁痛盈衍、

これによれば、明宗二十六年(一一九六)の時点で私田でも租が徴収されていたことが明確に示されている。収租権は國家主導で私田に導入されたものではない。

(50) 浜中昇、前掲「高麗末期の田制改革について」四〇頁。

(51) 李景植、前掲書「Ⅱ 高麗末期の私田問題」。

(52) 有井智徳『高麗李朝史の研究』六、高麗朝における民田の所有關係について(国書刊行会、一九八五年)、浜中昇、前掲「高麗末期の田制改革について」四〇頁。

(53) 浜中昇、前掲書「第一章 高麗後期の量田と土地台帳」三〇〇頁。

(54) 『高麗史』卷七八、志三三、食貨一、田制・禄科田・恭讓王三年五月条の科田法の規定に、

凡公私田租、每水田一結、糙米三十斗、旱田一結、雜穀三十斗、(後略)  
とあるのがそれである。

(55) 浜中昇、前掲「高麗末期の田制改革について」。

(56) 浜中昇、前掲書「第一章 高麗後期の量田と土地台帳」。

(57) 浜中昇、前掲書「第一章 高麗後期の量田と土地台帳」三〇二頁。

(58) 『高麗史』卷七八、志三三、食貨一、田制・經理・辛禱十四年八月条、同禄科田・辛禱十四年八月条。

(59) たとえば、『高麗史』卷七八、志三三、食貨一、田制・禄科田・辛禱十四年七月条の趙浚上書には次のようにある。

兼併之家収租之徒、称兵馬使・副使・判官、或称別坐、従者数十人、騎馬数十匹、(中略)及其入佃戸、則人厭酒食、馬厭穀粟、新米先納、縣麻脚錢、榛栗棗脩、至於抑売之斂、十倍其租、

(60) 朴相国、前掲論文、一一〇～一二二頁。

(61) 『高麗史』卷七八、志三三、食貨一、田制・禄科田・辛禱十四年七月条および同八月条。

(62) 科田法では、科田の分給は原則として被支給者一代限りとされたが、実際には守信田・恤養田などの名目で世襲が許可された。また、恭讓王即位年(一一三八)に中興功臣に対して支給された功臣田は科田法制定時にも没収されずに存続し、その世襲が認められた。そしてこれを先例として、その後の功臣田も世襲が公認された。このように科田法には、田主権膨張の

可能性を完全には払拭しきれていない点もある。しかし、私田に対する田主の権利が収租権として認定されたことで、全体的にみて、これらの私田は従来の賜給田などとは比較にならないほど強い統制を国家から受けるようになった。

(63) 浜中昇、前掲『高麗末期の田制改革について』、金泰永、前掲書、李景植、前掲書。

(64) 金泰永、前掲書。

(65) 『高麗史』卷七八、志三二、食貨一、田制・禄科田・恭讓王三年五月条の科田法の規定では、全国の土地（収租権）を各種の王室関係機関と国家機関・寺院等に分配することを記した次のような規定がみえるにすぎない。

其京畿六道之田、一皆踏駭打量、得京畿実田十三万一千七百五十五結、荒遠田八千三百八十七結、六道実田四十九万一千三百四十二結、荒遠田十六万六千六百四十三結、計数作丁、丁各有字号、載之于籍、拘收公私往年田籍、尽行檢覆其真偽、因旧損益、以定陵寢倉庫宮司軍資寺及寺院外官職田廩給田郷津駅吏軍匠雜色之田、

(66) 浜中昇、前掲『高麗末期の田制改革について』四四―四五頁。

(67) 閑良とは奉翊大夫以下の前銜（現職を退いた者と添設職を授与された者）をいう。浜中昇「麗末鮮初の閑良について」（『朝鮮学報』第四二輯、一九六七年）。

(68) 『高麗史』卷七八、志三二、食貨一、田制・禄科田・恭讓王三年五月条の科田法の規定に、  
外方、王室之藩、宜置軍田、以養軍士、東西兩界、依旧充軍需、六道閑良官吏、不論資品高下、随其本田多少、各給軍田十結或五結、

とあるように、軍田は地方居住の閑良に支給されるものである。しかし、支給にさいして閑良の品階・職位はまったく考慮されず、支給額も「本田」すなわち彼らの私有地の多少に応じて一〇結あるいは五結となっていて、科田とは支給方法が異なる。これは、軍田が収租地ではなく、中小地主層でもあった閑良の私有地の規模に応じてその土地の租の一部を免除するものであったためと推測される。

(69) 李泰鎮・宮嶋博史らは、高麗時代には休閒農法が支配的であったが、朝鮮初期に連作農法が本格化し、農業生産力が飛躍的に向上したとみる。李泰鎮「韓国社会史研究」（知識産業社、서울、一九八六年）、宮嶋博史「朝鮮農業史における十五世紀」（『朝鮮史叢』第三号、一九八〇年）、同、前掲「朝鮮史研究と所有論」。これに対して浜中昇は、すでに高麗初期から連作農法が行われており、ただ当初は農業技術水準の低さゆえに陳田化しやすく、不安定な状態であったものが、高麗後期にはしだいに安定化して農業生産力が発展したと主張する。浜中昇、前掲書「第六章 高麗前期の小作制とその条件」。